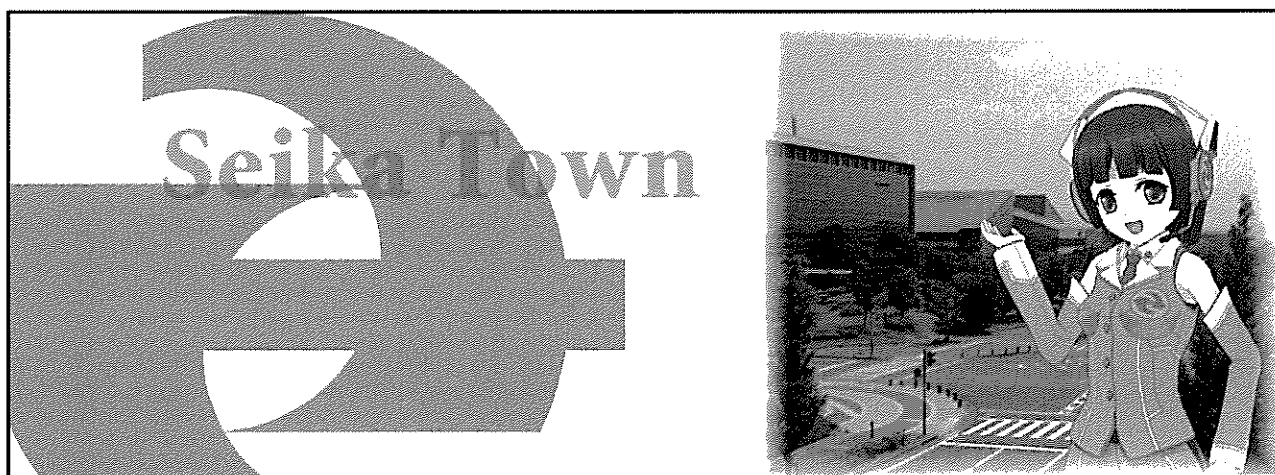


平成31年度

学校教育・社会教育 指導の重点



『精華町広報キャラクター@京町セイカ』

精華町教育委員会

目 次

学校教育指導の重点・・・・・・・・・・ 1

社会教育指導の重点・・・・・・・・・・ 5

- 1 未来を生き抜く子どもの育成
- 2 学研都市を活かした教育の推進
- 3 家庭・地域社会の教育力の向上
- 4 命を守り人権を大切にする共生社会づくり
- 5 教育の質を高める環境の整備

【精華町教育大綱 方針】

平成 31 年度 学校教育指導の重点

精華町教育委員会

はじめに

精華町の学校教育は、これからの国際社会を展望し、「関西文化学術研究都市」の先進的な教育環境を活用して、時代の進展等に対応した教育改革に取り組み、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指すものである。

平成 27 年度に策定された「精華町教育大綱」やこれまでの施策の成果を踏まえ、直面する諸課題に対応して、以下の事項を平成 31 年度の本町の学校教育指導の重点とする。

1 学校経営の基本事項

- (1) 各学校では、校長のリーダーシップによる学校体制のもと、新学習指導要領を見据えて、変貌する社会を生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間性とたくましく健やかな身体の育成を目的とし、互いに支え合い協力し合う学びの集団を基盤とした主体的・対話的で深い学びの実践を追求する。
- (2) 児童生徒にとっては安全・安心な魅力ある楽しい学校、家庭や地域社会にとっては開かれた信頼感のある学校を目指し、各学校の課題や特色に応じた創意ある学校経営を推進する。
- (3) 新学習指導要領への移行期間中における適切かつ十分な指導を行い、高い水準での完全実施に向けて準備を進める。
- (4) 保育所・幼稚園・小学校・中学校相互間、PTA・地域との連携を一層深め、児童生徒の学習の連続性を考慮した教育活動や、一人一人の心身の発達を踏まえた教育支援を展開する。
- (5) 教職員の働き方改革を推進し、教職員の健康を守り、児童生徒の指導を充実させる。

2 未来を生き抜く子どもの育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びと言語活動の充実
新学習指導要領を見据え、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し授業改善に取り組む。知的活動やコミュニケーション活動等の基盤である「読解力」をはぐくむため、各教科はもとより、あらゆる教育活動を通して言語活動を充実させる。
- (2) 学力の充実・向上
各学校は、京都府学力診断テスト、全国学力学習状況調査等に基づき、自校の児童生徒の学力・学習状況を的確に把握・分析し、学力の充実・向上に係る目標を明確にする。
- (3) キャリア教育の推進
児童生徒が自己の特性に気付き、将来に向けた生き方を考え、志や夢を持って主体的に進路を切り拓く能力や態度を身に付けるよう組織的・系統的なキャリア教育を推進する。
- (4) 心の教育、道徳教育の推進
生命を大切に作る心、人を思いやり尊重する心、自然を敬う心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実を図る。
道徳的な心情を豊かにし、判断力を高めることを通して、児童生徒の道徳的实践力を育成するため、「特別の教科 道徳」における教員の指導力量を高め、校内体制を整備する。
- (5) 生徒指導の充実

児童生徒と教職員、児童生徒相互の温かい人間関係を醸成する。

児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、よりよく生きる指導の充実に努める。

家庭や関係諸機関との連携を深め、法やルールに関する教育を効果的に実施することにより、ルールやマナー、社会常識など規範意識の醸成に努める。

(6) 不登校の未然防止、課題解決

不登校の未然防止と課題解決に向けた取組を家庭や関係諸機関と連携して総合的に推進する。

個々の事象においては、校内の教育相談機能を生かし、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの活用など状況に応じた効果的な対応を組織的に行う。

(7) 体力・運動能力の向上

新体力テストの結果を活用し、体力・運動能力の向上を図り、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる資質や能力を育てる。

(8) 創造的な文化芸術活動の推進

各学校の特色、地域の伝統や文化に根ざした創造的な文化芸術活動を積極的に推進し、児童生徒の豊かな心をはぐくむとともに、地域社会との結びつきを深める。

(9) 健康教育・薬物乱用防止

健康な心身をはぐくむための基本的な知識を身に付けさせるとともに、生活習慣の乱れ、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の現代的な健康課題への理解を深める指導に取り組む。

危険ドラッグや大麻などの薬物乱用の防止を図る取組を推進する。

食に関する指導計画に基づき、教育活動全体を通じた食育の推進に努める。

(10) 国際理解教育の推進

我が国の伝統や文化への理解と、多様性を認め合う精神を基盤にして、諸外国の伝統や文化を理解し尊重する態度を育成する。外国の人々との豊かなコミュニケーションを図る基礎的な能力を育成するため、自らの考えをまとめたり発表したりする技能や意欲を高めるとともに、創意工夫ある外国語活動及び外国語科の指導を計画的に実施する。

(11) 環境教育の推進

自然や資源を大切にし、環境の保全に寄与する態度を育成するため、町の美化・緑化、身の回りでのエネルギーの節減などについて、体験的な学習や課題解決的な学習を実施する。

(12) ICTの積極活用、プログラミング教育の研究・実践

情報通信ネットワークやコンピュータ等の情報環境、情報機器を積極的に活用し、児童生徒がこれらに慣れ親しんで、学習や生活の中で積極的に活用できる能力と態度の育成に努める。

児童生徒の論理的思考力を高め、AIの開発、ロボティクスの高度化、IoTの普及など、これからの社会変化に対応する教育の一環として、プログラミング教育を研究し実践する。

情報化社会に潜む危険、プライバシー保護やモラルに関する問題点の指導に努める。

(13) 主権者教育の推進

地域学習等を通して地域とつながり、地域社会の活性化に貢献する意識をはぐくむとともに、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を育成する。

中学校においては、政治や選挙制度に関する学習を通じて、社会の形成者としての資質を

はぐくむ。

3 学研都市を活かした教育の推進

(1) 地域から学ぶ

地域の伝統や文化を理解し、地域に愛着と誇りを持つ児童生徒を育成するよう地域学習を積極的に推進する。

(2) 学研都市との連携推進

「関西文化学術研究都市」の利点を生かし地元の研究機関、企業等との連携を図り、理数教育やICTを活用した教育を推進する。

4 家庭・地域社会の教育力の向上

(1) 学校・家庭・地域社会の連携した取組の推進

「こどもを守る町」宣言の精神を受け継ぎ、「あいさつ運動」や「地域で子どもを育てる連絡協議会」、「スクールヘルパー」など、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む児童生徒の健全育成を目指す活動の充実・発展に努める。

(2) 学校と地域社会の互惠関係の構築

学校評議員、コミュニティ・スクールなどの地域住民による学校運営参画と、地域行事への参加など、学校による地域貢献との互惠関係を築いて、地域社会と共に歩む学校づくりを推進する。また、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」の取組を推進していく。

5 命を守り人権を大切に共生社会づくり

(1) 人権教育の推進

教育の機会均等を図り一人一人を大切に教育を推進するため、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、学力の充実・向上や希望進路の実現に努める。

校種間の連携、学校間の交流を図って、児童生徒の基本的な人権を尊重する心をはぐくむとともに、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を育成する。

同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、同和教育の成果と手法を踏まえ、差別の無い町づくりに向けた教育実践を進める。

(2) いじめや虐待等の未然防止・早期解決

教職員は、児童生徒が発する心のサインを鋭敏にキャッチする力量を身に付けるとともに、家庭や地域住民、関係機関との積極的な連携を図り、いじめや児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応に努める。

各学校は、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し認め合える集団作りに努め、人権意識の高揚を図る中でいじめを許さない心情を育てる。

いじめ事象の対応に当たっては、「精華町いじめ防止基本方針」及び各学校の「いじめ防止基本方針」に則り、子どもたちの生命を守ることを最優先に、組織的に取り組む。虐待等の個々の事象の対応に当たっては、校内の教育相談機能を生かし、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーも活用し、関係機関とも連携して組織的な対応を行う。

(3) 特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システム構築のため、校内委員会や特別支援教育コーディネーターを

機能的に運用するとともに、特別支援学校に設置された地域支援センター、相楽地方通級指導教室(川西教室・精華台教室)等との積極的な連携を図り、特別支援教育を推進する。

本町教育支援委員会の機能強化と保育園・幼稚園・小学校・中学校の円滑な接続により、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導計画と支援計画を策定し、就学前から卒業後の進路に至るまでの一貫した特別支援教育を推進する。

授業のユニバーサルデザイン化を進め全員が分かる授業を展開する。

(4) 防災教育の推進

各学校は、京都府「いのちを守る「知恵」をはぐくむために」、精華町「地域防災計画」を踏まえ、その実情に即して「危機等発生時対処要領」の検証・改善を継続して進める。

児童生徒の危機対応能力を高めるため、自らの命を自ら守るための知識や判断力を養う教育の充実を図る。

(5) 交通安全教育等の推進

見通しの悪い交差点の通行や自転車の運転に伴う危険などについて具体的に理解させるなど、交通事故被害者にも、加害者にもならないための交通安全教育を徹底する。

関係諸機関、PTA、地域と連携し、通学路の安全確保の取組を推進する。

6 教育の質を高める環境の整備

(1) 教職員の資質の向上

教職員は、社会の変化や教育改革の動きに常に目を向け、未来社会に生きる児童生徒が身に付けるべき資質や能力とは何かを考え、自主的に研修を積み、自らの専門的力量を高めながら、計画的な教育実践に取り組み、本町の学校教育を推進する。

教職員は、児童生徒に対する深い教育的愛情と鋭敏な人権感覚を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を確立する。

(2) チーム学校の推進

各学校は、校内の職員間の業務分担と協働の在り方を考え、まなび・生活アドバイザー、スクールカウンセラー、部活動指導員、教育支援員・介助員など学校を支える専門スタッフと共にチーム一丸となった効率的・効果的な学校運営に取り組む。

(3) 指導力量の継承

教員の大量退職・大量採用時代における課題を見据え、初任者等を対象とした本町独自の研修を実施するとともに、校内研修や教職員評価制度の活用などを通して若手教職員の資質や指導力の向上を図る。

(4) コンプライアンス意識の向上

教職員は、京都府公立学校教職員コンプライアンス・ハンドブックを踏まえ、公立学校教職員として常に適切に判断し行動できるよう日頃から心がける。

平成 31 年度 社会教育指導の重点

精華町教育委員会

はじめに

グローバル化、高度情報化、科学技術の高度化や急速に進む少子高齢化などの現代社会の変化とともに、住民の学習ニーズは多様化している。誰もが、いつでもどこでも、多様な方法で主体的に学び続け、自己実現に向けて学んだ成果を生かすことのできる生涯学習社会を築くことが望まれる。そうした中で精華町教育委員会は、住民の自発性・自主性を尊重した学習活動を支援することを柱に、以下の点を重点として社会教育事業を推進する。

1 未来を生き抜く子どもの育成

(1) 学校教育と社会教育の連携

学校教育と社会教育の連携・協働の視点を大切にし、変化する社会に対応する推進体制を整備し、幅広い分野にわたる社会教育事業の計画的な推進を図る。

(2) 基本的な生活習慣の確立

心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の確立の重要性について理解促進に努める。

2 学研都市を活かした教育の推進

(1) 教育資源の活用

関西文化学術研究都市の教育資源を活かし、住民の知的好奇心や探究心に応える学習活動を推進する。

(2) 文化を学ぶ活動の推進

精華町の豊かな自然、貴重な文化財、伝統的な行事などの保護や地域の歴史、風土・生業などに根ざす文化を学ぶ活動を推進する。

(3) デジタルミュージアムの充実

デジタルミュージアムの充実を図り、ふるさと精華についての発見や情報発信に努める。

3 家庭・地域社会の教育力の向上

(1) 安全・安心な居場所づくりへの支援

「地域学校協働本部」、「精華まなび体験教室」、「コミュニティ・スクール」の各事業を推進するとともに、「放課後児童クラブ」との連携による子どもの体験活動や学習活動の場を設けるなど、社会総がかりの安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組む。

(2) 子どもの読書環境整備の推進

町立図書館は、「子どもの読書環境整備5か年計画（第3次）」に基づき、乳幼児期から青少年にいたるまで、家庭、保育所・幼稚園・学校、地域ボランティア団体等と連携して、読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書環境を整備する。

(3) 家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るために、学校、地域社会及び関係機関・団体と連携しながら、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、PTA活動への参加の促進、相談活動体制の充実などに努める。

4 命を守り、人権を大切にする共生社会づくり

(1) 人権教育の推進

「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」の基本理念「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合うことができる社会の実現」を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、住民部人権啓発課との連携を図り、様々な世代の住民が人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践することができるよう、学習活動を推進する。

(2) 共生社会の実現

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人についての正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供する。また、障がいがあるなしに関わらず、地域社会での学習・文化・スポーツ活動に等しく参加できる機会の確保や取り組み方の工夫に努める。

(3) 子どもを取り巻く諸課題の解決

いじめ、虐待、体罰、子どもの貧困等の子どもを取り巻く諸課題の解決に向けて、学校、家庭、地域社会及び関係機関が連携した社会総がかりの取組を支援する。

5 教育の質を高める環境の整備

(1) 指導者の確保と研修

住民の生涯にわたる学習活動を充実させるために、各社会教育団体の担い手、指導者、ボランティアの確保や資質向上の取組を支援する。

(2) 「むくのきセンター」の活用

社会教育施設である「むくのきセンター」を文化・スポーツ活動の拠点とし、住民が利用しやすい施設として、様々な活動機会を提供する。

(3) 男女共同参画の推進

精華町男女共同参画推進条例に基づき、女性の自立と社会参画を促す学習活動を推進することにより、男女共同参画の推進に関する正しい理解と認識を深めるとともに、女性リーダーの育成に努める。

(4) 文化講座の充実

成人の学習活動としての文化講座の充実を図る。特に高齢者の生き生きとした生活のための学習や、その豊かな知識や経験を生かすことのできる文化活動や社会参画の取組を推進する。また、文化協会と連携し、「文化フェスティバル」など文化活動の充実を図る。

(5) 生涯スポーツの振興

町民の健康で生き生きとしたスポーツライフを実現するため、住民が参加する総合的な体育・スポーツ大会や各種スポーツ教室等の生涯スポーツの振興を図るとともに、「総合スポーツフェスティバル」を開催し、健康の保持増進に努める。

(6) 図書館機能の充実

資料と情報の提供を基本に町民の自主的な学習と文化活動をサポートし、生涯学習を支える拠点として、町立図書館の機能の充実をめざす。

精華町教育大綱

いま子どもたちを取り巻く社会の状況を考える時、「こどもを守る町」宣言(昭和43年)を掲げた当時の人々の願いを思い起こさずにはられません。まちの宝である精華町の子どもたちが、先人の思いを受け継いで健やかに育ち、生涯にわたりいきいきと活躍できるよう、教育のまちづくりを進め、命と希望を未来につなぎたいとの願いから、この大綱を定めます。

平成28年2月26日

精華町長 木村 要

【基本目標】

子どもが輝き 生涯いきいき

人をはぐくむ 学研都市精華町

【5つの方針】

■未来を生き抜く子どもの育成

質の高い学力を育成するとともに、豊かな人間性とたくましく健やかな体をはぐくむ教育を推進します。

■学研都市を活かした教育の推進

精華町の豊かな自然や万葉の時代からの歴史をはじめ、学研都市の豊富な教育資源を活かした特色ある教育を推進します。

■家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちが深い愛情を注がれ成長できるよう、豊かな生涯学習の場づくりを進め、家庭と地域社会の教育力の向上を支援します。

■命を守り人権を大切にする共生社会づくり

子どもの命と安全を守り、人権を大切にし、誰もが互いに尊重して支え合う共生社会の形成に取り組みます。

■教育の質を高める環境の整備

学校教育や生涯学習の質を高められるよう、教育における人材育成や、教育環境の整備を図ります。



精華町教育委員会

人を育み未来をひらく学研都市精華町

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

TEL.

E-mail:

0774-95-1923 (教育支援室)

edu-shien@town.seika.lg.jp

0774-95-1906 (学校教育課)

gakkyou@town.seika.lg.jp

0774-95-1907 (生涯学習課)

shogaigakushu@town.seika.lg.jp

FAX. 0774-94-5176

URL [http : //www.town.seika.kyoto.jp](http://www.town.seika.kyoto.jp)